

液体クロマトグラフ質量分析計一式の賃貸借に係る
「仕様書に対する質問書」に対する回答

No	資料名	該当箇所		質問内容	質問に対する回答
		頁	項		
1	契約書	3	第4条	契約保証金の納付に代え、今回、履行保証保険付保による対応でもよろしいでしょうか。	契約書（案）第4条第2項第1号に基づき、履行保証保険契約の締結により、契約保証金を免除することが可能です。
2	契約書	3	第4条	契約保証金の納付に代え、履行保証保険による取り進めを検討しております。 履行保証保険による代用の場合の詳細要件につきまして、下記、ご回答をお願いいたします。 ①保険金額は、「税込」契約総額の100分の10以上の認識でよろしいでしょうか。 ②保険期間は、契約日～賃貸借満了日との認識でよろしいでしょうか。 ③履行保証保険の証券発行について、申込手続から保険証券差入まで最大7～8営業日程度要します。つきましては、契約日や契約書提出日について落札後に協議することは可能でしょうか。 ④履行保証保険の最長保険期間が5年となりますので、5年以上の保険付保となります場合、保険期間を分割して付保する事となりますが宜しいでしょうか（他自治体で同事例発生の際も了承頂いております）。例：保険期間が10年〇ヶ月となる場合「5年、5年、〇ヶ月」と分割して付保し、保険証券の差入は各継続時となります。 ⑤契約保証保険の付保確証の提出期日はいつまでとなりますでしょうか。	①保険金額は、契約保証金と同額以上の額（借入金額の年額相当額の100分の5以上）となります。 ②お見込みのとおりです。 ③契約書（案）第4条第3項に基づき、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託ください。なお、保険証券の発行に日にちを要する場合は、その旨をご連絡ください。 ④保険期間の分割は問題ございません。 ⑤付保確証の提出は求めておりません。
3	契約書	3	第4条	契約保証金の免除申請要件についてご確認願います。 過去の成約実績の提出による免除申請を検討しております。この内容について、以下、ご確認をお願い致します。 （1）「同種」要件について：賃貸借契約の実績であれば、	契約書（案）第4条第2項第2号に基づき、過去の成約実績による免除申請が可能です。 その場合、「契約の相手方が、過去2年の間に法人、国又は地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じく

No	資料名	該当箇所		質問内容	質問に対する回答
		頁	項		
				今回の案件と異なる物件でも許容頂けますでしょうか。 （賃貸借物件であれば、LED や空調機器、防犯カメラ、パソコン等の実績でも宜しいでしょうか？） （２）「同規模」要件について：同規模条件につきまして、具体的な基準が御座いましたら、ご教示願います。 （３）「２年以内に誠実に履行」との記載についてご確認願います。本記載は以下のいずれの想定となりますでしょうか。 ① ２年以内に「賃貸借契約を締結した」との実績でしょうか。 ② ２年以内に「賃貸借契約の賃貸期間が開始された」との実績でしょうか。 ③ ２年以内に「賃貸借契約が満了した」との実績でしょうか。 ④ 「(実行中であり、契約・賃貸借開始は２年以上前年)過去２年間以上、契約が継続しているもの」、 （４）発注者以外の官公庁様との契約実績でも差支えないでしょうか。 都道府県や、省庁、市区町村との契約実績でも宜しいでしょうか。 （５）国・公立大学、独立行政法人様との契約でも実績として認めていただけますでしょうか。 （６）契約保証金免除申請書の提出期限につきまして、ご教示願います。落札後、受注者のみの提出対応で宜しいでしょうか？	する契約を２回以上締結し、これらを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。」と規定しており、各項目については次のとおりです。 （１）賃貸借契約であれば物件を問わないものではありません。本件と同一の機種（液体クロマトグラフ質量分析計）である必要はありませんが、LED、空調機器、防犯カメラ、パソコン等の賃貸借の実績は、「種類…をほぼ同じくする契約」には該当しません。 （２）今回入札案件の契約金額（契約月額に 12 を乗じて得た金額）の 7 割に相当する金額以上のものとしております。 （３）③となります。 （４）差し支えありません。 （５）差し支えありません。 （６）契約保証金免除申請書（様式第 1 号）は、落札者（受注者）から、契約締結時までにご提出ください。あわせて、同申請書には、過去 2 年間の契約実績（相手方の名称、契約名称、契約期間及び契約金額）を記載してください。
4	契約書	4	第 6 条	リース会社による入札参加を検討しています。 賃貸に付随する業務で当社が自ら実施することが事実上できない業務（物件の搬入、保守、満了時の物件撤去、データ消去等）について、当該業務を発注者から当社が受注した上で、物件の売主等の業者に再委託してもよろしいで	契約書（案）第 6 条第 1 項ただし書のとおり、第 8 条第 1 項の規定による機器の設置、第 9 条第 1 項及び第 2 項の規定による機器の保守等並びに第 12 条の規定による機器の返還を製造者又はこれに準ずる者に委任することは、差し支えありません。

No	資料名	該当箇所		質問内容	質問に対する回答
		頁	項		
				しょうか。	ただし、第6条第2項第1号及び第2号並びに同条第3項のとおり、受任者又は下請負人に係る要件の確認並びに誓約書の徴取及び提出が必要であり、同条第2項第3号のとおり、受注者は受任者又は下請負人の行為すべてについて責任を負うものとされています。なお、機器の返還時のデータ消去の取扱いについては、質問14の回答のとおりです。
5	契約書他、 ご契約全般	4 他	第6条他	前の質問のように当社が事実上できないのではなく、物件の設置工事など当社が発注者より請け負うことが法令上認められない業務（銀行法や建設業法等により規制される業務）がある場合、当社は、当該業務を発注者から受託するのではなく、発注者の指定または仕様書通りに物件を提供する為に、当社の責任において物件の売主等に当該業務を発注することで差し支えないでしょうか。（当社の発注は法的には再委託にはなりません、再委託の場合（前の質問）と同様に売主等の業者に業務を行わせてもよろしいでしょうか。）	差し支えありません。いずれの形態による場合も、仕様書に定める内容が確実に履行されることを条件とし、契約書（案）第6条第2項第3号のとおり、発注者に対する責任は受注者が負うものとご認識ください。
6	契約書	4	第6条	契約書第6条に関し、保守等の業務につきまして、受注者より物件の売主等に委託を予定しております。委託に関します貴法人への承認取得等の手続きは、落札後の対応で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。契約書（案）第6条第1項ただし書に該当する業務（機器の設置、機器の保守等及び機器の返還）については、あらかじめ発注者の承認を得る必要はありません。 ただし、同条第2項第2号及び同条第3項に定める誓約書の徴取及び提出が必要ですので、落札後、契約締結時までにご対応ください。
7	契約書	4	第6条2 （2）	個人情報保護の誓約書につきまして、「すべての者」から提出と記載がございますが、作業従事者個人単位ではなく、法人名義による提出で差し支えございませんでしょうか。	お見込みのとおりです。契約書（案）第6条第2項第2号の「受任者又は下請負人のすべての者」とは、業務を委任し、又は請け負わせた受任者及び下請負人のすべてを指すものであり、作業従事者個人単位ではなく、法人名義による提出で差し支えありません。

No	資料名	該当箇所		質問内容	質問に対する回答
		頁	項		
8	契約書	4	第 6 条 2 (2)	個人情報保護の誓約書につきまして、「すべての者」から提出と記載がございますが、法人名義ではなく、作業者等、個人 1 人 1 人から提出が必要となります場合、「受注者等に所属又は在籍するすべての従業員（今回の案件に携わらない者を含む。）」との意味ではなく、「本業務に携わる作業従事者のすべての者」との理解で宜しいでしょうか？	質問 7 の回答のとおりです。なお、契約書（案）別記「個人情報取扱特記事項」第 5 のとおり、作業従事者に対する教育及び研修の実施は受注者の義務となります。
9	契約書	5	第 8 条	本業務につきまして、現時点では納入期限までの完了を予定しておりますが、社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力により生産・納期が遅延した場合、遅延損害金や指名停止等のペナルティを課さず、契約満了日を開始が遅れた日数分だけ後に変更し、賃貸借期間は変更せず、賃貸借開始日について別途協議いただけますでしょうか。（社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力による遅延に対し、遅延損害金や指名停止等のペナルティが課される可能性がありますと、入札参加が困難です）	原則として、契約書（案）第 8 条第 1 項のとおり、借入期間の開始日（令和 9 年 2 月 1 日）までに機器を設置し、正常な状態で使用できるようにしたうえで、発注者の検査を受けていただくことになります。ただし、同条第 2 項の規定のとおり期日までに設置し検査に合格することができないことが明らかになったときは、遅滞なくその理由を付した書面により期限の延長を求め、発注者の承認を得なければならないとしています。 また、同条第 3 項のとおり、遅滞料は延長の理由が受注者の責めに帰するものである場合に限り生じるものとしています。そのため、社会・経済情勢の悪化等の受注者の責めに帰することができない事由による場合は、その理由を付した書面を提出いただくことで協議に応じます。
10	契約書	6	第 12 条	本件、賃貸借期間満了後の物件については無償譲渡案件ではございませんので、賃貸借期間中の本物件にかかる固定資産税は必要（ご契約金額に含める）との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。本件は賃貸借であり、機器の所有権は受注者にありますので、賃貸借期間中の当該機器に係る固定資産税（償却資産）は受注者の負担となります。
11	契約書	6	第 12 条	契約期間終了後、延長契約（再リース）は締結しないという認識でよろしいでしょうか？	現時点では未定です。
12	契約書	6	第 12 条	本件、契約満了時、物件の取り扱いは契約書第 12 条の通り、受注者の費用負担において引き取りが必要となりますでしょうか？	お見込みのとおりです。契約書（案）第 12 条のとおり、借入期間が満了したとき、又は契約を解除したときは、受注者が直ちに機器を引き取るものとし、

No	資料名	該当箇所		質問内容	質問に対する回答
		頁	項		
					これに要する費用はすべて受注者において負担していただきます。
13	契約書	6	第 12 条	契約解除の場合も受注者が機器の引き取りと記載がごさいますが、契約解除の事由が受注者の責めに帰さない場合の引き取り費用は別途協議をお願いできますでしょうか？	引取りに要する費用は、契約書（案）第 12 条のとおり、すべて受注者において負担していただきます。 ただし、契約書（案）第 18 条第 3 項のとおり、同条第 1 項の規定により発注者が契約を解除した場合において、同条第 2 項に規定する借入金額の未済額の支払い等を除き、受注者に損害を及ぼしたときは、発注者はその損害を賠償することとしています。 なお、個別の事情に応じた取扱いについては、契約書（案）第 26 条により、発注者と受注者が協議のうえ定めます。
14	契約書	6	第 12 条	「契約期間満了時」につきまして、物件の引き取りを行いますが、物件のデータ消去や、データ消去証明書の発行等は不要との認識で宜しいでしょうか？	不要です。賃貸借期間満了時のデータ消去は研究所において行いますので、受注者によるデータ消去及びデータ消去証明書の発行は要しません。
15	契約書	7	第 18 条	「必要があるときの解除」の規定もごさいますがこの場合も、受注者に帰責の無い事由による解除となります場合、当該時点における賃貸借金額の残賃借料をご負担頂けますでしょうか？	契約書（案）第 18 条第 2 項のとおり、同条第 1 項第 2 号の規定により契約を解除するときは、借入金額の未済額の支払等について、受注者と協議して定めるものとしています。 また、同条第 3 項のとおり、同条第 2 項に規定する借入金額の未済額の支払い等を除き、発注者が契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、発注者はその損害を賠償することとしています。
16	契約書	7	第 18 条 1（2）	予算削減等の影響により、過去、実際にご契約を解約又は変更等を実施されたケースはごさいますか。	予算の減額又は削除により契約を解除し、又は変更した実績はありません。

No	資料名	該当箇所		質問内容	質問に対する回答
		頁	項		
17	契約書	7	第 18 条 3	「前項に規定する借入金額の未済額の支払い等を除き」との記載となりますが、 18条1項（2）の事由の場合は、借入金額の未済金（残賃貸借料）の扱いは、18条2項によるとの理解で宜しいでしょうか？	お見込みのとおりです。契約書（案）第 18 条第 1 項第 2 号の事由により契約を解除する場合の借入金額の未済額（残賃貸借料）の取扱いは、同条第 2 項により、発注者と受注者が協議して定めます。
18	契約書	9	第 21 条	「滅失時の価格相当額又は修復に要した費用」と記載を頂いておりますが、入金額の未済金（残賃貸借料）を含めて、別途協議をお願いできますでしょうか？	契約書（案）第 21 条は、発注者の故意又は過失によって機器が滅失し、又は損傷したときの受注者からの請求について定めたものです。 同条に定める滅失時の価格相当額又は修復に要した費用以外の事項の取扱いについては、契約書（案）第 26 条により、発注者と受注者が協議のうえ定めます。
19	契約書他 ご契約全般	—	—	本案件については、物件に対します、動産総合保険付保等の要否については、ご指定はないとの認識でよろしいでしょうか。（付保必須の保険内容がございましたら、ご教示願います。）	動産総合保険の加入は必須ではございませんが、受注者のご判断で付保される場合は、期間の経過とともに保険金額が逡減する一般的な内容（地震、津波、噴火を除く。）で差し支えございません。
20	契約書他 ご契約全般	—	—	（物件に動産総合保険の付保が必要な場合） 弊社にて付保する保険内容は、賃貸借期間開始から賃貸借期間終了まで、物件金額相当額を一定割合低減させる方式にて物件単位で保険金額を設定しておりますが、よろしいでしょうか。	質問 19 の回答のとおりです。
21	契約書他 ご契約全般	—	—	動産総合保険を付保するのはハードウェアのみで、ソフトウェアについては不付保でよろしいでしょうか。	質問 19 の回答のとおりです。
22	契約書他 ご契約全般	—	—	万一の場合の想定となりますが、物件が、天災地変（地震・津波・噴火等）、騒乱・テロ行為等不可抗力により、滅失または毀損した場合の補修・交換費用の負担については、貴法人負担もしくは別途協議として頂く事は可能でしょうか（地震・噴火・津波等の天災地変は動産総合保険対象外です）。	契約書（案）第 21 条のとおり、発注者が負担するのは、発注者の故意又は過失によって機器が滅失し、又は損傷した場合です。 天災地変その他の不可抗力による場合の補修・交換費用の取扱いについては、契約書（案）第 26 条により、発注者と受注者が協議のうえ定めます。

No	資料名	該当箇所		質問内容	質問に対する回答
		頁	項		
23	契約書他 ご契約全般	—	—	万一の場合の想定となりますが、物件が、天災地変（地震・津波・噴火等）、騒乱・テロ行為等不可抗力により、滅失または毀損し修理不能（契約終了）となった場合、借入金額の未済金（残期間の残賃借料）の扱いも含めまして、別途協議をお願いできますでしょうか。	質問 22 の回答と同様に、借入金額の未済額（残賃借料）の取扱いを含め、契約書（案）第 26 条により、発注者と受注者が協議のうえ定めます。
24	契約書他 ご契約全般	—	—	地震・津波・火山噴火、虫害、天災地変、その他の不可抗力等が原因で賃借人や第三者が被害を被った場合は受注者は免責としていただけますか。	契約書（案）において、受注者の免責を定めた規定はありません。個別の事案に応じ、契約書（案）第 26 条により、発注者と受注者が協議のうえ定めます。
25	契約書他 ご契約全般	—	—	今回、「物件の導入時」、「既存品」の撤去、廃棄やデータ消去等は、本案件の受注者での対応は不要との認識で宜しいでしょうか？	お見込みのとおりです。既存機器の撤去、廃棄及びデータ消去は、本契約の業務範囲に含みません。既存機器の撤去は、研究所において別途対応します。
26	契約書他 ご契約全般	—	—	万一、今回、「物件の導入時」、既存品の撤去・廃棄等も契約範囲に含みます場合、同既存物件は貴法人の所有物件との認識で宜しいでしょうか？	質問 25 の回答のとおり、既存機器の撤去・廃棄等は本契約の業務範囲に含みません。
27	入札書	—	—	（代理人入札の場合） 入札書に、委任者である会社印の押印も必要でしょうか。	代理人の押印のみで差し支えありません。様式第 4 号の注記のとおり、代表者職氏名を記入したうえで代理人氏名を記入し、代理人の印を押印してください。委任者である代表者の押印は要しません。あわせて、様式第 5 号の委任状に、入札書に押印する代理人の印を押印して提出してください。
28	入札書	—	—	入札の際、入札書の提出方法につきまして、封書・封印は不要との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。封書・封印は要しません。なお、郵送により提出される場合は、入札公告「8 入札書の提出方法」(1)アのとおり、郵便入札心得の内容を遵守し、同心得に記載のとおり書留郵便で提出してください。
29	入札書	—	—	入札書の右上は、第 1 回目との記載で宜しいでしょうか？	お見込みのとおりです。当初の入札は「第 1 回目」と記載してください。 なお、入札公告「9 入札執行の日時及び場所等」

No	資料名	該当箇所		質問内容	質問に対する回答
		頁	項		
					(3)エのとおり再度の入札を行う場合は、「第2回目」「第3回目」と記載してください。
30	委任状	—	—	(代理人入札の場合) 委任状の日付も、入札書の日付と同一日付で宜しいでしょうか？	委任状の作成日をご記入ください。入札日以前の日付であれば差し支えございません。
31	入札公告	6	12 (1)	本件は入札保証保険の付保等、特段の対応を要さず、入札保証金を免除頂けるとの認識で宜しいでしょうか？	お見込みのとおりです。入札公告「1 発注の内容」に記載のとおり入札保証金は免除であり、入札保証保険の付保等の特段の対応は要しません。
32	仕様書	2	試験実施	「受注者が試験実施」と記載ありますが、リース会社による入札参加の場合、受注者自らではなく、受注者の費用負担におきまして、物件の売主等をして試験を行わせる対応でも、宜しいでしょうか？	差し支えありません。納入・据付完了後に実施する性能確認試験は、契約書（案）第6条第1項ただし書の機器の設置に伴う業務として、製造者又はこれに準ずる者に行わせることができます。この場合においても、仕様書に記載のとおり、これに要する費用はすべて受注者の負担とし、発注者に対する責任は受注者が負うものとします。 なお、入札参加申請時に提出する試験結果報告書についても、仕様書「PFAS 測定性能確認」に記載のとおり、納入予定機種又は同一シリーズ機種を用いた試験結果のほか、類似機種による既存試験データの提出も認めています。
33	仕様書	7	A 4 カラープリンター	賃貸借期間中の「消耗品」の供給業務は、本契約に含まなくてよいとの認識で宜しいでしょうか？	お見込みのとおりです。賃貸借期間中の消耗品（トナー、カートリッジ、カラム等）の供給は、本契約に含みません。 なお、仕様書「保守・サポート体制」の保証期間（第1年度）における無償修理又は部品交換の対象からも、消耗品は除かれます。
34	仕様書	8	保守・サポート体制	保守体制につきまして、受注者を介さず、物件の売主等を直接の連絡先とさせて頂く体制でもよろしいでしょうか。	物件の売主等を技術的な連絡先とすることは差し支えありません。 ただし、契約書（案）第9条及び第6条第2項第3

No	資料名	該当箇所		質問内容	質問に対する回答
		頁	項		
					号のとおり、発注者に対する保守の履行責任及び窓口は受注者が負うものとご認識ください。
35	仕様書	8	保守・サポート体制 (有償保守期間)	今回、仕様書中、「有償保守期間」の記載がございますが、本契約は、①受注者による保守込契約となりますか、又は、②有償保守については、契約料金以外の別途ご精算にて、貴法人にて別途、費用ご負担を頂きます「保守を含まない」契約となりますか、いずれとなりますでしょうか？	①の受注者による保守込みの契約となります。 契約書（案）第9条第1項のとおり、受注者は、発注者が機器を常時正常な状態で使用できるよう、自己の負担において機器の保守等を行うものとし、同条第2項のとおり、発注者の故意又は重大な過失による場合を除き、機器が故障したときは直ちに無償で機器の保守等に着手していただきます。 したがって、保守に要する費用は借入金額（月額）に含めて見積もってください。発注者から別途費用を申し受けるものではありません。
36	仕様書	8	保守・サポート体制 (有償保守期間)	第2年度から7年度まで、「有償保守期間」との表記の一方、「故障時に必要となる部品交換費用および作業費用はすべて保守費用に含むものとし、追加費用は発生しないものとする。」との表記もございます。 「有償保守」の範囲・事由・定義につきまして、詳細ご教示願えます様、お願い申し上げます。	仕様書における「有償保守期間（第2年度～第7年度）」とは、保守に要する費用を借入金額（賃貸借料）に含めて有償で提供いただく期間をいい、発注者から別途費用を申し受けるものではありません。 第1年度は、仕様書「保証期間（第1年度）」に定めるとおり、納入検収完了日から1年間、仕様不適合・性能低下・機械的故障（消耗品を除く。）を無償で修理又は部品交換していただく期間です。 第2年度から第7年度までは、年1回の定期点検及び障害発生時のオンコール対応を行っていただくものであり、仕様書に記載のとおり、故障時に必要となる部品交換費用及び作業費用はすべて保守費用に含むものとし、追加費用は発生しません。